

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によつて、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成二十年十二月八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安芸郡府中町山田三丁目四四三番の一部、四四四番の一部、二六三一番の一部、二六三二番一、二六三三番四、二六三三番五、二六三三番一の一部、二六三三番二、二六三三番

二地先から二六三一番地先まで道路

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安芸郡府中町山田三丁目一番一〇―四〇四号

三宅 淳一